

退職所得に係る市民税・道民税の特別徴収

退職手当等（退職所得）に対する市民税・道民税は、他の所得と区別して計算・課税されます（分離課税）。

支払者は、退職手当等にかかる市民税・道民税を計算し、支払金額からその税額を差し引いて（特別徴収）市区町村へ納入することとされています。

税額の計算方法

①退職所得の金額の算出

(A)退職手当等支払金額 - (B)退職所得の控除額(基準控除額) = (C)退職手当から退職所得控除額を引いたもの

※Bの計算

勤続年数(注1)	(B)退職所得の控除額(基準控除額)(注2)
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

(注1) 勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げて計算します。

(注2) 障がい者になったことにより退職した方は、Bの計算結果に100万円を加えた金額が基準控除額です。

上記で計算した(C)に、以下の条件で計算を行ったものが退職所得の金額です。

勤続年数5年以下の役員等	C = 退職所得の金額
勤続年数5年以下の役員等以外の方	(C ≤ 300万円のとき) C × 1/2 = 退職所得の金額 (300万円 < Cのとき) 150万円 + {A - (300万円 + B)} = 退職所得の金額
上記以外の方	C × 1/2 = 退職所得の金額

②税額の計算

市民税 ①の退職所得の金額×6% = 市民税額 (100円未満切捨て)
道民税 ①の退職所得の金額×4% = 道民税額 (100円未満切捨て)

納入する市区町村と時期

退職手当等を受けるべき日（通常は「退職した日」）の属する年の1月1日現在の住所の市区町村に、

退職手当等を支給した翌月10日までに納入してください。（給与分の納入先の市区町村と異なる場合があります。）

納入書の記載方法

※給与分の徴収月額を同時に納入する場合

表面

印字されている納入金額を横線で抹消
※訂正印は不要

月額分を「給与分」欄、退職所得分を「退職所得分」欄にそれぞれ記入

月額分と退職所得分の合計額を「合計額」欄に記入

068-****
北海道岩見沢市●条●丁目●番●号

株式会社●●商事

裏面（内訳の申告ですので、忘れず記入してください）

納入日、使用する納入書の月、退職金等の支給人員数、退職金等支払金額、市民税分・道民税分それぞれの特別徴収額を記入

令和●年●月●日 提出

退職手当等支払金額 2000000.00

特別徴収額 市民税 129600.00
道民税 86400.00

事業所の所在地、名称、法人番号を記入

068-****
北海道岩見沢市●条●丁目●番●号

株式会社●●商事
法人番号 *****

市・道民税の特別徴収 届出・納入の手引き

この手引きは、特別徴収に関する主な届出や、納入手続きを簡単に

まとめたものです。

書面で手続きするときには、この手引きを参考に記入して提出してください。

書き方がわからない場合や、特殊なケースはお問い合わせください。

特別徴収の手続きは **eLTAX** の利用が**便利**です！

届出や申告が
オンラインで
簡単に

複数自治体の
手続きも
窓口一本化

金融機関へ
出向かずに
オンライン納入

eLTAX（エルタックス）は、地方税における手続きを

インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

さまざまな手続きがオンラインで完結し、複数自治体への

手続きも簡単に。

「共通納税システム」を使えば、金融機関へ出向いて納入

する手間も省けます。

詳しくは地方税ポータルシステムのホームページをご覧ください。



特別徴収に関する各種様式は、市のホームページから取得できます。

郵送での追加送付はできかねますので、今回お送りした様式を

コピーするか、データをダウンロードのうえ、印刷してご使用ください。

※届出内容を満たしていれば、他市町村の様式でもお受けできます。

【特別徴収についてのお問い合わせ、各種届出の提出先】

岩見沢市役所 税務課市民税係

☎0126-35-4031（直通）

〒068-8686 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

【様式のダウンロード】

岩見沢市 特別徴収



届出について

従業員を新たに特別徴収にしたい場合、退職などにより特別徴収できなくなった場合、事業所(特別徴収義務者)の情報変更があった場合は、必ず市へ届け出てください。

従業員の異動 (特別徴収への切替、普通徴収への切替)

■退職等で、残額を最後の給与から天引きしてまとめて納めるとき (一括徴収)

異動届出書
(様式第 28 号)

フリガナ イワミ ミツオ 岩見 三男		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法 (注)
S 33 年 3 月 3 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		50,800	6 月から 10 月まで 9 月まで 5 月まで	令和▲ 33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収
岩見沢市●糸面●丁目...		50,800	17,200	33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収
札幌市中央区南●糸面●丁目...		50,800	17,200	33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収
〒063-0814 札幌市西区琴似○条○丁目○番○号		50,800	17,200	33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収
名刺または氏名		50,800	17,200	33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収

■退職等で、一括徴収ができず残額を従業員に納めてもらうとき (普通徴収) ※1月以降の異動で、新しい勤務先での特別徴収継続とならない場合は、原則一括徴収としてください。

異動届出書
(様式第 28 号)

フリガナ イワミ ミツオ 岩見 三男		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法 (注)
S 33 年 3 月 3 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		50,800	6 月から 10 月まで 9 月まで 5 月まで	令和▲ 33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収
岩見沢市●糸面●丁目...		50,800	17,200	33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収
札幌市中央区南●糸面●丁目...		50,800	17,200	33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収
〒063-0814 札幌市西区琴似○条○丁目○番○号		50,800	17,200	33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収
名刺または氏名		50,800	17,200	33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収

■従業員の転勤先・転職先で特別徴収を継続するとき (特別徴収継続)

異動届出書
(様式第 28 号)

フリガナ イワミ ミツオ 岩見 三男		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法 (注)
S 33 年 3 月 3 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		50,800	6 月から 10 月まで 9 月まで 5 月まで	令和▲ 33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収
岩見沢市●糸面●丁目...		50,800	17,200	33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収
札幌市西区八軒●糸面●丁目...		50,800	17,200	33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収
〒063-0814 札幌市西区琴似○条○丁目○番○号		50,800	17,200	33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収
名刺または氏名		50,800	17,200	33,600	令和▲ 10 月 21 日	1. 退職 2. 異動 3. 異動 4. 異動 5. 異動 6. 異動 7. 異動 8. 異動 9. 異動 10. 異動 11. 異動 12. 異動	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 普通徴収 5. 普通徴収 6. 普通徴収 7. 普通徴収 8. 普通徴収 9. 普通徴収 10. 普通徴収 11. 普通徴収 12. 普通徴収

■新たに従業員の特別徴収を開始するとき (特別徴収切替)

切替届出(依頼)書
(様式第 29 号)

下記の者について、10 月分より特別徴収を希望します。 (11 月 10 日 納期限分)		従業員がお持ちの税額決定通知書でご確認ください。
フリガナ イワミ ミツオ 岩見 三男	年税額 170,000円	普通徴収 納付済額 86,000円
郵便番号 068-0023	納付済額 月随時分	納付済額 2 期分
現在所 岩見沢市○糸面○丁目○番○号	納税通知書番号 33322211	
住所 (1月1日) 同上		
生年月日 S33 年 3 月 3 日	受給者番号	異動年月日 令和▲ 年 10 月 1 日

特別徴収義務者の異動 (会社の所在地や名称の変更など)

所在地・名称変更届出書 (様式第 3 1 号) ※記載方法がわからない場合はお問い合わせください。

納入について

特別徴収税額決定・変更通知書の「●月分」に記載された税額を各従業員の給与から天引きし、翌月10日までに岩見沢市に納めてください。

なお、ここでいう「●月分」とは、「●月に支払う給与から徴収する分」のことをいいます。
給与の支払日を基準としておりますので、徴収月の考え方にはご注意ください。

納入書を使用

税額決定通知書に同封した納入書を使用し、岩見沢市が指定する金融機関で納めてください。
なお、給与支払報告書の提出時に「納入書不要」とされていた場合は、納入書は作成できません。
また、紛失された場合も再度の作成はできません。空白の様式にてご対応いただいております。

岩見沢市収納事務取扱金融機関一覧

市役所会計窓口
岩見沢市指定金融機関
岩見沢市収納代理機関

- 岩見沢市役所本庁および北村・栗沢両支所
- 空知信用金庫本店および支店
- 北海道銀行(道内全店)・北洋銀行(道内全店)・北海道労働金庫(道内全店)
- 北門信用金庫岩見沢支店・空知商工信用組合岩見沢支店
- いわみざわ農業協同組合本所、各支所・峰延農業協同組合本所
- 郵便局及びゆうちょ銀行(道内※)

※道外からの納入は、別紙「金融機関指定通知書」を希望する郵便局及びゆうちょ銀行に提出することで、納入書を使ってお支払いいただけるようになります。それ以外の金融機関でお支払いを希望される場合は、「共通納税システム(eLTAX)」による納入をご検討ください。

■税額変更等によって納入する額が変わるときは 変更後の金額での納入書は作成できません。 お手数ですが、変更通知の内容にあわせて納入書を手書きで修正し、ご使用ください。

例:退職者を減らす

印字されている納入金額を横線で抹消
※訂正印は不要

変更後の金額を「給与分」欄に記入
678,900

変更後の金額を「合計額」欄に記入
623,200

例:一括徴収分を上乗せ

印字されている納入金額を横線で抹消
※訂正印は不要

一括徴収した金額を「給与分」欄に加算して記入
※「退職所得分」には記入しないでください

変更後の金額を「合計額」欄に記入
765,000

共通納税システム(eLTAX)による納入

ダイレクト納付、インターネットバンキングなどにご利用いただけます。上記の指定金融機関以外の金融機関からの納付も可能です。詳しくは「eLTAX」のホームページをご覧ください。

上記の納入方法が取れない場合

手数料はご負担いただきますが、口座振込による納入も可能です。

共通納税



振込先 空知信用金庫 本店 普通預金 591900 岩見沢市会計管理者

※税目特定のため、振り込みの際は備考欄または振込依頼人の後ろに、種別を記載いただくをお願いします。
・月割分、退職による一括徴収分の納入は「トクチヨウ」
・退職所得に係る分離課税分の納入は「タイシヨク」